

片品村地域イベント等開催支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 片品村地域イベント等開催支援事業補助金の交付にあたり、片品村補助金等交付規則（平成23年12月8日規則第15号）及び片品村補助金等交付要綱（平成23年12月8日要綱第8号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助目的)

第2条 片品村（以下「村」という。）は、観光振興と地域活性化を図ることを目的に、村の豊富な自然、観光資源を生かしたイベントに要する経費に対し、予算の範囲内で片品村地域イベント等開催支援事業補助金（以下「補助金」）を交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に該当する事業とする。

- (1) 村外から人を呼び込み、観光振興や地域活性化に資するイベント
- (2) その他観光振興や地域活性化を推進するために、片品村長（以下「村長」という。）が特に必要と認めるとき。

(補助事業者、補助対象経費、補助率等)

第4条 補助事業の補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、イベント実施日30日前までに別記様式第1号により、補助金の交付の申請を行うものとする。

2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、村長が必要ないと認めるものについては、省略することができる。

- (1) 事業概要書（計画）
- (2) 補助対象経費内訳書（計画）
- (3) 団体の概要調書
- (4) パンフレット等のイベントの概要が分かるもの
- (5) その他村長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 村長は、前条の規定により補助金交付申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、別記様式第2号により補助事業者に補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の場合において、必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき、修正を加え

た上で補助金の交付を決定することができる。

- 3 村長は、第1項の審査により、補助金を交付することが適当でないとしたときは、別記様式第3号により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の申請変更)

第7条 補助事業者は、補助対象事業の内容等に変更が生じたとき（村長が認める軽微な変更を除く。）又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに別記様式第4号により村長の承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の申請に基づき承認することと決定したときは、補助事業者に対し、別記様式第5号により、その旨通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内に別記様式第6号により報告するものとする。

ただし、村長が報告期日を別に指定した場合は、指定された日までとする。

- 2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業概要書（実績）
- (2) 補助対象経費内訳書（実績）
- (3) 参加者名簿
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金額の確定等)

第9条 村長は、補助事業に係る報告書等を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ別記様式第7号により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付等)

第10条 補助金は、前条の規定による補助金額の確定後において交付するものとする。ただし、村長が補助対象事業の遂行上必要と認めるときは、補助金額の確定前においても、交付予定額及び変更予定額の範囲内において概算額を交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算額の交付を受けようとするときは、別記様式第8号により、村長に請求しなければならない。
- 3 村長は、前項の申請に基づき概算額を交付することと決定したときは、補助事業者に対し、別記様式第9号により通知するものとする。
- 4 村長は第1項ただし書の規定により概算額を交付した場合において、既に交付した補助金の確定した額に満たないときは、その不足額を交付するものとし、確定した額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 村長は、次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する

ことができる。

(1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付の決定内容又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(4) 補助事業等を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると村長が認めたとき。

2 村長は、前項の取消しをしたときは、別記様式第 10 号により通知するものとする。

(補助金等の返還)

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付の決定が取り消されたときは、当該取消しに係る補助金を村長の定める期限内に返還しなければならない。

(補助金の経理)

第 13 条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）補助対象者事業者・補助対象経費・補助率及び補助限度額について

補助対象事業者	補助対象経費	補助率及び補助限度額	備考
個人又はイベント等を運営する実行委員会等	<p>補助事業に要する次に掲げる経費</p> <p>賃金、報償費旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、その他村長が必要であると認めたもの。</p> <p>なお、補助対象経費は、事業資金やイベント収益等で賄えない費用のみとする。</p>	<p>(1) 補助率 補助対象経費の合計額の 10 分の 10 以内</p> <p>(2) 補助限度額 ・1 イベントにおける参加者数（選手のみ）に応じて上限を別表 2 のとおりとする。</p>	補助対象経費に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる

別表 2（第 4 条関係）補助限度額について

参加者数	補助上限額
99 名以下	5 万円
100 名以上	10 万円

ただし、村から協賛品等の物品提供を受けている場合、村が別で定める協賛品等の額面金額を、補助金額から差し引いた額を補助限度額とする。また協賛品等の額面金額も当補助金額の上限を超えないものとする。

片品村地域イベント等開催支援事業補助金交付申請書

片品村長 あて

申請者

団体名
 代表者氏名 印
 住所
 電話番号

次の事業の実施にあたり、補助金の交付を受けたいので、片品村補助金等交付規則第3条及び片品村地域イベント等開催支援事業補助金交付要領第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	補助年度	年度
2	イベントの名称	
3	補助金申請額	円
4	事業の目的	事業概要書（計画）のとおり
5	事業の内容	補助対象経費内訳書（計画）のとおり
6	団体等の調書	団体の概要調書のとおり
7	その他添付書類	(1) 事業概要書（計画） (2) 補助対象経費内訳書（計画） (3) 団体の概要調書 (4) パンフレット等のイベントの概要が分かるもの (5) その他村長が必要と認める書類 1. () 2. () 3. ()

片品村地域イベント等開催支援事業補助金 補助金交付決定通知書

(団体名)

(代表者氏名) 様

片品村長

印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、片品村補助金等交付規則第4条及び片品村地域イベント等開催支援事業補助金交付要領第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1	補助年度	年度
2	イベントの名称	
3	補助対象経費	円
4	補助金交付決定予定額	円
5	補助対象事業の内訳 (修正した場合はその理由)	
6	補助金交付条件 (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更又は内容の変更(村長が認める軽微な変更は除く。)をする場合は、承認を受けること。 (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、承認を受けること。 (3) 補助対象事業が予定の期間に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告して指示を受けること。 (4) 補助対象事業に対し特定の収入があつて、補助金の額との合算額が補助対象経費を上回る場合は、その上回る額を返還すること。 (5) 当該補助申請に付した目的等以外の事業にその補助金を使用してはならない。	

片品村地域イベント等開催支援事業補助金 不交付決定通知書

（団体名）

（代表者氏名） 様

片品村長

印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、片品村地域イベント等開催支援事業補助金交付要領第6条第3項の規定により下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

1	補助年度	年度
2	イベントの名称	
3	交付をしない理由	

片品村地域イベント等開催支援事業補助金 補助対象事業変更等申請書

片品村長 あて

申請者

団体名
代表者氏名 印
住所
電話番号

年 月 日付をもって補助金の交付決定を受けた事業について、補助内容等の（変更、中止、廃止）承認を受けたいので、片品村補助金等交付規則第9条第1項及び片品村地域イベント等開催支援事業補助金交付要領第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1	補助年度	年度
2	イベントの名称	
3	補助金交付予定額	円
4	（変更・中止・廃止）の理由	
5	（変更・一部中止・一部廃止の場合）の理由 変更後の補助対象経費	円
6	（変更・一部中止・一部廃止の場合）の理由 変更後の補助金申請額	円
7	添付書類（変更・一部中止・一部廃止の場合） （1）事業概要書（変更） （2）補助対象経費内訳書（変更） （3）団体の概要調書 （4）補助金交付決定通知書の写し	

片品村地域イベント等開催支援事業補助金 補助対象事業変更等決定通知書

（団体名）

（代表者氏名） 様

片品村長

印

年 月 日付で申請のあった補助金の（変更・中止・廃止）については、片品村地域イベント等開催支援事業補助金交付要領第7条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1	補助年度	年度
2	イベントの名称	
3	（変更・中止・廃止）承認の有無	承認する・承認しない
4	（変更・一部中止・一部廃止の場合） 変更後の補助対象経費	円
5	（変更・一部中止・一部廃止の場合） 変更後の補助金交付予定額	円
6	承認する場合の条件 又は 承認しない場合の理由	

片品村地域イベント等開催支援事業補助金 補助対象事業実績報告書

片品村長 あて

申請者

団体名

代表者氏名

印

住所

電話番号

年 月 日付をもって補助金の（交付・変更）決定を受けた事業について、片品村補助金等交付規則第 10 条及び片品村地域イベント等開催支援事業補助金交付要領第 8 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1	補助年度	年度
2	イベントの名称	
3	補助金対象事業の成果	
4	補助対象経費の決算額	円
5	補助金交付（変更）予定額	円
6	概算交付額	円
7	補助対象事業の成果期間	年 月 日から 年 月 日まで
8	添付書類 (1) 事業概要書（実績） (2) 補助対象経費内訳書（実績） (3) 参加者名簿 (4) その他村長が必要と認める書類	

片品村地域イベント等開催支援事業補助金 補助金交付額確定通知書

（団体名）

（代表者氏名） 様

片品村長

印

年 月 日付をもって補助金の（交付・変更）決定をした事業について、片品村補助金等交付規則第11条及び片品村地域イベント等開催支援事業補助金交付要領第9条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

記

1	補助年度	年度
2	イベントの名称	
3	補助対象経費の決算額	円
4	補助金交付確定額	円
5	概算交付額	円
6	清算交付額	円

片品村地域イベント等開催支援事業補助金 補助金概算額交付申請書

片品村長 あて

申請者

団体名

代表者氏名

印

住所

電話番号

年 月 日付をもって補助金の交付決定を受けた事業について、片品村地域イベント等開催支援事業補助金交付要領概算額の交付を受けたいので、片品村補助金等交付規則第 13 条第 2 項及び片品村地域イベント等開催支援事業補助金交付要領第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

記

1	補助年度	年度
2	イベントの名称	
3	補助金交付（変更）予定額	円
4	既概算交付額	円
5	今回概算交付申請額	円
6	概算額交付申請の理由	
7	振込先 金融機関 口座名義	

片品村地域イベント等開催支援事業補助金 補助金概算額交付決定通知書

（団体名）

（代表者氏名） 様

片品村長

印

年 月 日に申請のあった補助金の概算交付について、片品村地域イベント等開催支援事業補助金交付要領第10条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1	補助年度	年度
2	イベントの名称	
3	補助金交付（変更）予定額	円
4	既概算交付額	円
5	今回概算交付決定額	円

片品村地域イベント等開催支援事業補助金 補助金交付（全部・一部）取消通知書

（団体名）

（代表者氏名） 様

片品村長

印

年 月 日で交付決定した補助金については、片品村地域イベント等開催支援事業補助金交付要領第 11 条の規定により、下記の理由により交付決定の（全部・一部）を取り消したので通知します。

記

1	補助年度	年度
2	イベントの名称	
3	補助金交付（変更）予定額	円
4	決定の区分	全部 ・ 一部
5	取消した理由	円
6	（一部取消の場合） 変更後の補助対象経費	
7	（一部取消の場合） 変更後の補助金交付決定額	円
8	既（概算・清算）交付額	円
9	返還額	円